

【水道施設工事】

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。
評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{加算点}) / \text{標準点 } 100 \text{ 点}}{\text{入札価格} / \text{予定価格}}$$

標準点は100点であり、今回の加算点合計は最大30点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

ア 企業の技術力に関する事項 (配点10点)

評価項目		評価基準	配点
施工実績	① 過去5年間における同種工事の公共工事施工実績	3件以上	3
		2件	2
		1件	1
		上記以外	0
工事成績評定	② 知立市発注の過去5年間における同種工事の工事成績評定平均	点 \geq 76点	3
		76点 > 点 \geq 73点	2
		73点 > 点 \geq 70点	1
		70点 > 点	0
	③ 知立市発注の過去5年間における同種工事の成績評定点が80点以上の実績	80点以上の実績あり	1
		上記以外	0
④ 知立市発注の過去1年間の同種工事における成績評定点が65点未満の実績	65点未満の成績評定点1件につき-1点	件数 ×-1	
	⑤ 過去5年間における同種工事の知立市優良工事施工業者表彰の実績	実績あり	1
		上記以外	0
品質	⑥ 品質管理の取組状況	ISO9000シリーズの認証取得	1
		上記以外	0

担手 育成	⑦ 中長期的な担い手の育成	若年の技術者等の育成 及び確保を行っている	1
		上記以外	0
<p>- 備考 -</p> <p>公共工事 国、地方公共団体、公社又は特殊法人等が発注した工事 ※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表に掲げる「法人」を指します。</p> <p>同種工事 元請として受注した下記条件を満たす公共工事</p> <p>【対象業種】：建設業法上の許可業種が水道施設工事</p> <p>【契約金額】：3,000万円以上</p> <p>【評価期間】：平成30年4月1日～令和5年3月31日（平成30年度～令和4年度）</p> <p>ISO 認証取得 ISO9001の認証取得は、申請日時点における経営事項審査の審査項目におけるISO9001登録の有無が有の場合とする。</p> <p>若手の育成 若年の技術者等の育成及び確保を行っているとは、申請日時点における経営事項審査の審査項目における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数が1点以上の場合とする。</p>			

イ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点10点）

評価項目		評価基準	配点
施工実績	① 過去5年間における同種工事の公共工事施工実績	3件以上	3
		2件	2
		1件	1
		上記以外	0
工事成績評定	② 知立市発注の過去5年間における同種工事の工事成績評定（代表工事1件）	点 \geq 80点	3
		80点 > 点 \geq 77点	2
		77点 > 点 \geq 74点	1
		74点 > 点	0

資格	③ 配置予定技術者の資格	1級土木施工管理技士 又は同等の資格	2
		2級土木施工管理技士	1
		上記以外	0
教育	④ 配置予定技術者のCPD（継続教育）への取組状況 （過去2年間における任意の1年間）	1年間の推奨単位以上を取得	2
		1年間の推奨単位1/2以上を取得	1
		単位を取得	0.5
		上記以外	0

【備考】

公共工事

国、地方公共団体、公社又は特殊法人等が発注した工事

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表に掲げる「法人」を指します。

同種工事

元請として受注した下記条件を満たす公共工事

【対象業種】：建設業法上の許可業種が **水道施設工事**

【契約金額】： **3,000万円以上**

【評価期間】：平成30年4月1日～令和5年3月31日（平成30年度～令和4年度）

工事成績評価

元請として行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求める。ただし、工事途中で交代している場合は、評価対象工事の経験（評価対象工事の工種に係る施工期間を概ね従事していること）が証明できること。

技術者の資格

配置予定主任技術者等届に記載の資格とする。また、同等の資格とは、水道施設工事業において、監理技術者となりうる国家資格とする。

CPD実績

下記評価期間のうち、任意の1年間（12ヶ月間）で年間の推奨単位を取得

建設系CPD協議会加盟団体によるCPD、CPDS取得実績。取得した単位の種別は問わないが2団体以上である場合、推奨単位に対する取得単位の割合は団体毎に計算し、その最高値により配点を実績として評価の対象とする。

推奨単位は、加盟団体ごとの推奨単位とする。

【評価期間】：令和3年4月1日～令和5年3月31日（令和3・4年度）

- 建設系CPD加入団体 -

- （公社）空気調和・衛生工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）建設コンサルタンツ協会
- （一社）交通工学研究会、（公社）地盤工学会、（公社）森林・自然環境技術教育研究センター
- （公社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）全国測量設計業協会連合会
- （一社）全国土木施工管理技士会連合会、（一社）全日本建設技術協会
- 土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）
- （公社）土木学会、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本技術士会
- （公社）日本建築士会連合会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本造園学会
- （公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会

ウ 地域精通度地域貢献度に関する事項（配点10点）

評価項目		評価基準	配点
地域貢献・精通度	① 知立市内における拠点の有無	知立市内に本店あり	2
		知立市内に支店又は営業所あり	1
		上記以外	0
	② 過去2年間における知立市内での公共工事施工実績	実績あり	1
		上記以外	0
	③ 知立市水道事業との維持管理業務委託契約の締結及び令和4年度における実績の有無	委託契約締結があり、かつ漏水修理実績が10件以上あり	2
		委託契約締結あり	1
		上記以外	0
	④ 知立市水道事業との災害時応急復旧工事等の協力に関する協定の締結及び過去5年間における活動実績の有無	協定締結があり、かつ活動実績あり	1
		協定締結あり	0.5
上記以外		0	
社会貢献度	⑤ 男女共同参画社会等実現へ向けた取組状況	取組あり	1
		上記以外	0
	⑥ 社会貢献事業への取組状況 ・知立市内におけるボランティア活動実績 ・更生保護の協力雇用主登録 ・法定雇用率を超える障がい者雇用	取組2件以上あり	2
		取組1件あり	1
		上記以外	0
	⑦ 環境への取組状況	ISO14001・エコアクション21取得	1
		上記以外	0
<p>【備考】</p> <p>拠点の有無 知立市内に建設業法第3条の規程に基づく本支店及び営業所が所在する事業者を評価の対象とする。</p> <p>維持管理業務委託 委託契約の締結とは、令和5年度において知立市水道事業と維持管理業務委託契約を締結しているものとし、漏水修理実績は令和4年度の件数（修理依頼書により処理したもの）を評価の対象とする。</p>			

災害時応急復旧工事等

協定の締結とは、令和4年度において知立市水道事業と災害時応急復旧工事等の協力に関する協定を締結しているものとする。また、活動実績は現地での活動に限る。

【評価期間】：平成30年4月1日～令和5年3月31日（平成30年度～令和4年度）

男女共同参画社会等実現に向けた取組状況

男女共同参画社会等の実現に向け、次の取組を行っている場合、評価の対象とする。

- ① えるぼし又はプラチナえるぼしの認定
- ② あいち女性輝きカンパニーの認定
- ③ 愛知ファミリーフレンドリー企業に登録

※認定書等に記載の認証年月日が、入札参加申請日以前のものについて評価の対象とする。

社会貢献事業への取組状況

社会貢献事業として、次の取組を行っている件数により評価の対象とする。

- ① 知立市内におけるボランティア活動実績
企業として継続的に行っている活動実績（環境美化運動、交通安全運動等）を求める。下記のいずれかの活動を、過去5年間の内、2ヶ年度間継続的に知立市内で行っている事業者を評価の対象とする。
 - ・「ボランティア・サポート・プログラム（国土交通省中部地方整備局）」
 - ・「愛・道路パートナーシップ事業（愛知県建設局道路維持課）」
 - ・「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業（防災安全局県民安全課）」

【評価期間】：平成30年4月1日～令和5年3月31日（平成30年度～令和4年度）

- ② 更生保護の協力雇用主登録
協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主）として、入札参加申請日時点で名古屋保護観察所に登録があれば評価の対象とする。なお、雇用の有無は問わない。また、名古屋保護観察所が発行する「協力雇用主に関する証明書」を取得し証明資料として提出すること。
- ③ 法定雇用率を超える障がい者雇用
法定雇用率とは、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、入札参加申請日直近の障害者雇用状況報告書で確認します。雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、1人以上雇用があれば評価の対象とする。

環境への取組状況

入札参加申請日時点における経営事項審査の審査項目における「ISO14001の登録の有無」が有の場合、評価の対象とする。

また、エコアクション21の取得とは、入札参加申請日時点で認証・登録されている場合、評価の対象とする。